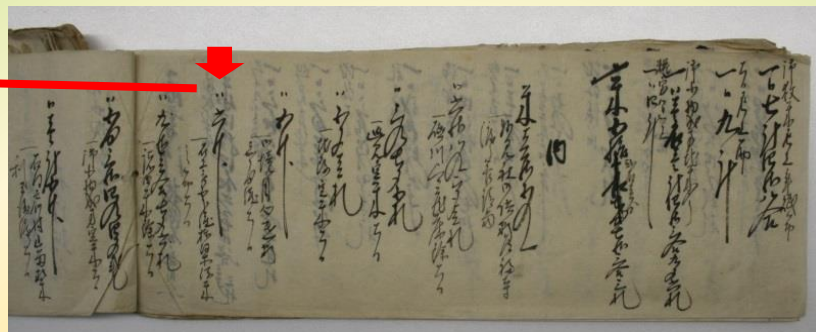
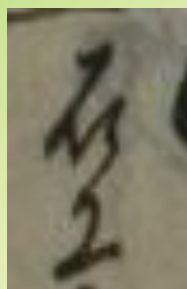


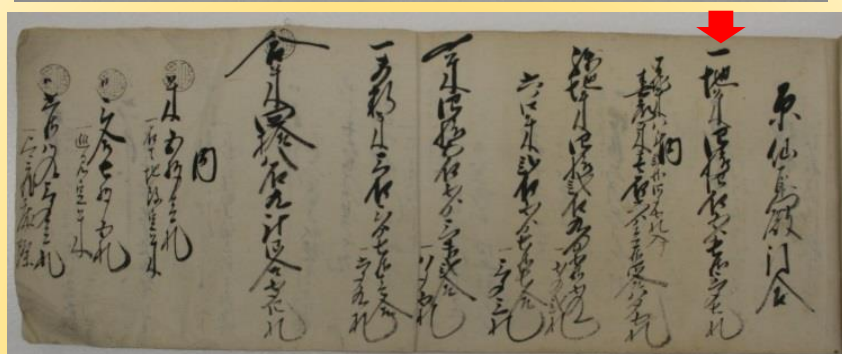
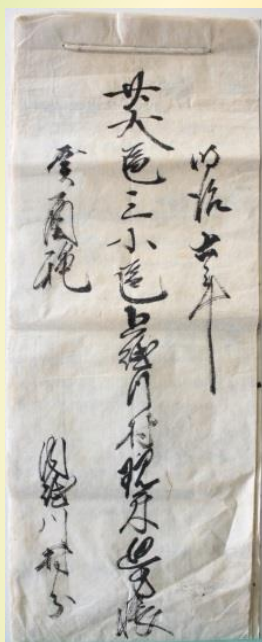
地域の歴史をたどる

—砥川庄屋文書の世界—



〔辰暮御物成・御小物成米取立目安〕

(天保15 (1844) 年)
石工に関する記述が見られる(矢印部分・拡大図)。【前期展示】



〔巳秋御物成請払帳〕
(弘化2 (1845) 年)

『丹邱邑誌』にある文化10 (1811) 年の記録と一致(矢印部分)。【前期展示】

「廿大区三小区上砥川村現米廻方帳」
(明治6 (1873) 年)
【後期展示】

砥川庄屋文書は、現在の小城市牛津町砥川地区に関する江戸時代～明治時代までの庄屋関係の古文書です。今回は史料を通して、砥川地区の歴史を考えます。なお、小城市教育委員会ではこれらの史料を活字化、『砥川庄屋文書』全二巻として刊行しました。

※会期中に展示替えを行います。

入場無料

2020
1.18(土) ▶ 4.12(日)

開館時間: 午前9時～午後5時
休館日: 毎週月曜日、2/11、3/20

※お問合せ先
小城市立歴史資料館
〒845-0001
佐賀県小城市小城町158-4
TEL0952-71-1132
e-mail: bunka@city.ogi.lg.jp

展示案内

職員による展示解説を行います。

○各回11:00～、13:00～

○2.15、3.14、3.15

※3.15は午前のみ展示解説を行います。

人と文化と歴史が香る



小城市立歴史資料館テーマ展「地域の歴史をたどる—砥川庄屋文書の世界—」展示資料リスト

No.	資料名	時代	作者	内容	巻数
1	〔辰暮御物成・御小物成米取立目安〕	(天保15 (1844) 年)	庄屋又右衛門、 村役惣吉	天保15年の年貢徴収記録。文中に「同六升 石工庄五郎渡棟梁役米之筋右同」と記されており、この時期には石工という職業が把握されていたことがわかる。『丹邱邑誌』（深江順房撰、弘化4(1847)年、多久市郷土資料館蔵)にも記述あり。	1
2	巳秋御物成請払帳	弘化2 (1845) 年	砥川村庄屋又右衛門	資料冒頭の「原仙右衛門殿引合」にある本年貢高の数値は、『丹邱邑誌』の文化10(1813)年の記録と一致。関係史料が多久領砥川谷村のものであることがわかる。原仙右衛門は当時の多久領の取納方役人。	1
3	〔戌暮御物成・御小物成米取立目安〕	(嘉永3 (1851) 年)	庄や又右衛門、 村役栄助	嘉永3(1851)年は凶作と災害が発生したため検見が行われ、基本税の凶作減免がなされたと思われる。他の項目はすべて例年通り。『野田家日記』の同年8月7日の記事に土石流災害に関する記述あり。	1
4	亥秋御物成其外合巻帳 ※写真パネル	(嘉永4 (1852) 年)	砥川村庄屋又右衛門	嘉永3(1851)年の凶作について、「戌秋凶作ニ付諸返上御猶予ニ而壹ヶ年述メニ相成申候ニ付戌暮返上入テ」とある。	1
5	廿大区三小区上砥川村現米廻方帳	明治6 (1873) 年	—	明治時代に入ってから行政区画の改正があり、対象地域が広がったことを示す。	2
6	検見落畠落引残地両書抜帳	明治7 (1874) 年	—	明治時代以降は地租改正法に基づいて土地課税が行われたとされるが、この史料では江戸時代の地米課税方式を踏襲している。『犬山家文書』第3巻によると、明治10年前後に地租改正のための地価算定作業が行われた。	2
7	午秋御物成諸返上合巻帳	安政5 (1858) 年	砥川村庄屋又右衛門	「米三斗ニ付銀三拾七匁式分かへ」とあり、貢租が銀で支払われている。	2

- ・資料はすべて小城市立砥川小学校所蔵である。
- ・資料名の欄にある〔〕は任意に付与した名称。
- ・作成年の欄にある()は推定年を記した。

※期間中、資料の入れ替えを行います。

(緑…前期展示(1/18~3/1)、黄…後期展示(3/3~4/12))